○海上保安庁告示第二百五十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	根室港北副防波堤灯台
位置	
所在地	北海道根室港（北副防波堤外端）
北緯	四三―二〇―五三
東経	一四五―三四―四四
変更した事項	
光度	閃光実効光度三九〇カンデラ
光達距離	不動光三九カンデラ 閃光七・五海里　不動光四・〇海里
変更年月日	平成二十二年十月十九日
名称	加太港第三防波堤灯台
位置	
所在地	和歌山県和歌山市（加太港第三防波堤外端）
北緯	三四―一六―三八
東経	一三五―〇四―一三

○東北地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪六番一三から同村尾肝要八八番一まで	前	A 一二・五〇～七五・〇〇メートル	五・七一八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・五〇～七五・〇〇メートル B 一二・〇〇～八一・五〇メートル	五・七一八キロメートル 四・二八六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪一〇九番一から同村菅窪一〇九番五まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十三日

○東北地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
遠野市綾織町新里三〇地割一一番三から同市宮守町下鱒沢三二地割八六番九まで	前	一五・〇〇～一七四・〇〇メートル	一〇・〇〇二キロメートル
	後	一五・〇〇～一七四・〇〇メートル	一〇・〇〇二キロメートル

(三) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡越知町越知字逆マ川丁一五七六番地内	前	一八・九六～三一・六三メートル	〇・二五一キロメートル
	後	二九・五七～五五・八五メートル	〇・二五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分県速見郡日出町大字藤原字弥四郎九五六番一地内	前	四〇・二〇～六〇・九〇メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	四〇・二〇～四五・〇〇メートル	〇・〇〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市古里町一〇八〇番一から同市古里町一〇七八番六四まで	前	一四・四九～三二・一〇メートル	〇・一四八キロメートル
	後	一九・〇六～三二・四四メートル	〇・一四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所